

## 令和4年度

# 大学、短期大学及び高等専門学校における 障害のある学生の修学支援に関する実態調査結果 (概要)

令和5年9月15日

- 日本学生支援機構では、平成17年度から「大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査」を行い、その結果を公表している。調査対象は、国公立の大学、短期大学及び高等専門学校であり、大学は専門職大学、大学院、大学院大学及び専攻科のほか、通信制も含んでいる。
- 主な調査項目は、障害のある学生の在籍状況、入学者選抜の状況、卒業後の進路のほか、大学等における障害学生支援に関する体制等や取組状況などである。

## 実態調査の概要

調査機関：独立行政法人日本学生支援機構

調査対象：国公立の大学（学部・大学院）、短期大学及び高等専門学校（大学及び短期大学は、通信制を含む。）

調査方法：悉皆調査

調査期日：各年5月1日現在

調査項目：①障害学生数      ②支援障害学生数      ③支援の実施状況      ④障害学生支援に関する体制等  
⑤障害学生支援に関する活動や取組実施状況      ⑥障害のある生徒の受入れに関する配慮及び入学者数等  
⑦障害学生の卒業後の進路      ⑧発達障害学生支援状況      等

- この調査において「障害学生」とは、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳及び療育手帳を有している学生又は健康診断等において障害があることが明らかになった学生をいう。
- また、「支援障害学生」とは、学校に支援の申出があり、それに対して学校が何らかの支援を行っている障害学生をいう。

## 用語の定義

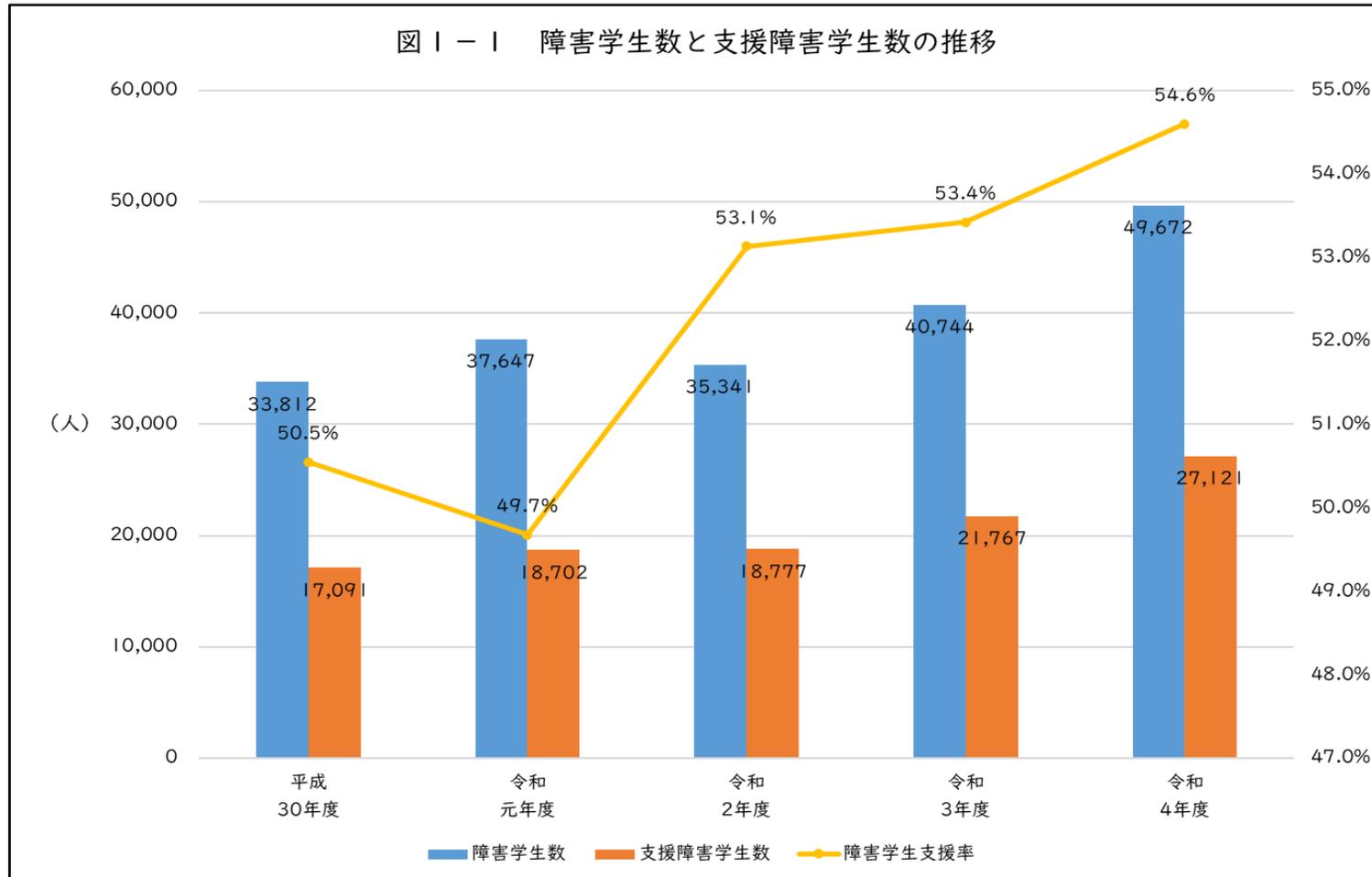
**障害学生**：身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳及び療育手帳を有している学生又は健康診断等において障害があることが明らかになった学生

**支援障害学生**：学校に支援の申出があり、それに対して学校が何らかの支援を行っている（今年度中の支援予定を含む。）障害学生

# 1. 障害学生数と支援障害学生数

## (1) 障害学生数と支援障害学生数の推移

- 令和4年度において大学、短期大学及び高等専門学校（以下「大学等」という。）に在籍する障害学生数は49,672人で、前年度から8,928人増加した。
- また、支援障害学生数は27,121人で、前年度から5,354人増加した。過去5年間の推移を見ると、いずれも増加する傾向にある。
- 障害学生支援率は54.6%となっている。過去5年間の推移を見ると、50%前後で推移しながら上昇する傾向にある。



(注) 障害学生支援率は、障害学生に占める支援障害学生の割合を表す。

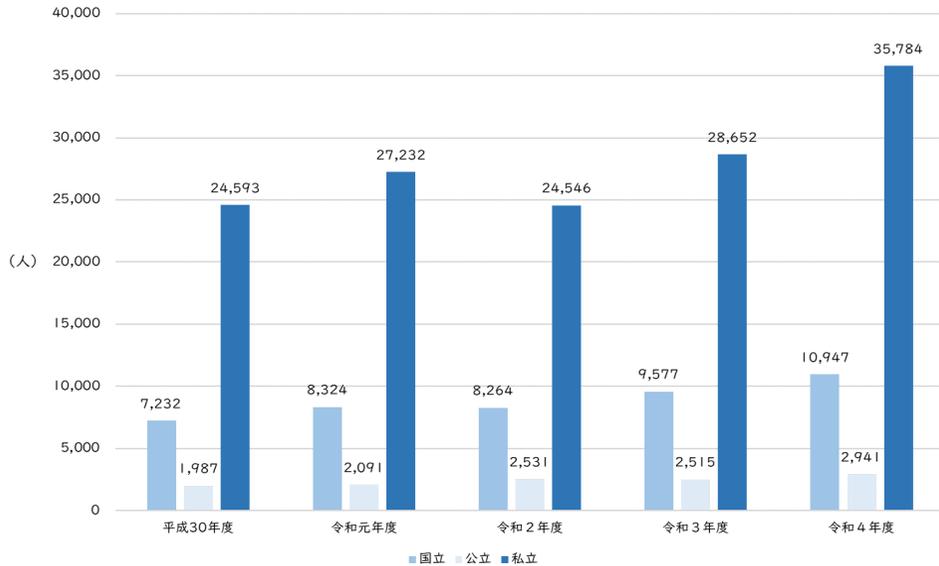
# 1. 障害学生数と支援障害学生数

## (2) 設置者別の障害学生数と支援障害学生数の推移

- 障害学生数を設置者別で見ると、国立が10,947人、公立が2,941人、私立が35,784人となっている。
- 前年度からの伸び率を見ると、国立が14.3%、公立が16.9%、私立が24.9%であり、国公立と比較して私立の伸び率が大きくなっている。

- 支援障害学生数を設置者別で見ると、令和4年度では、国立が6,474人、公立が1,452人、私立が19,195人となっている。
- 前年度からの伸び率は、国立が17.3%、公立が15.6%、私立が28.0%であり、障害学生数と同様に私立の伸び率が大きくなっている。

図1-2-1 設置者別の障害学生数の推移

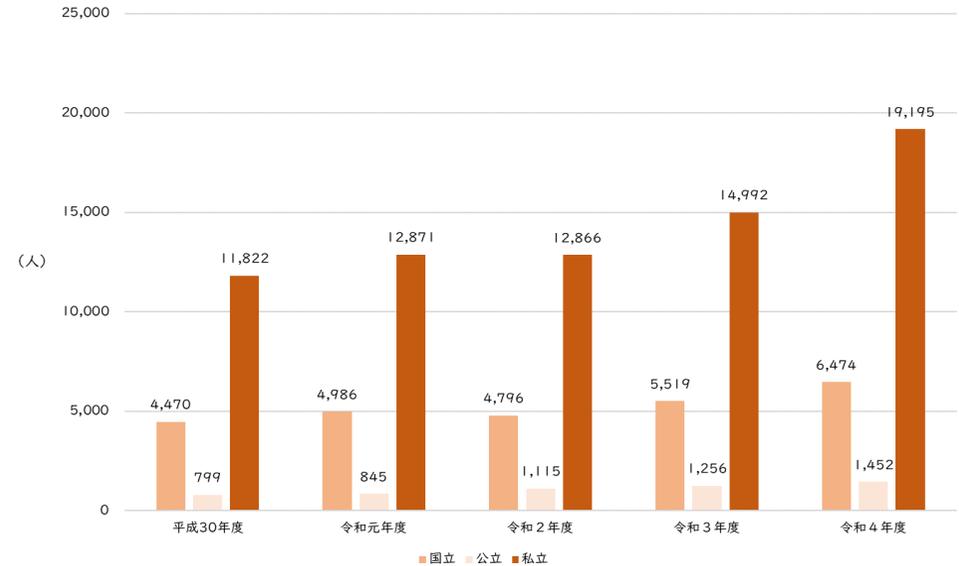


国立の伸び率  
14.3% ↑

公立の伸び率  
16.9% ↑

私立の伸び率  
24.9% ↑

図1-2-2 設置者別の支援障害学生数の推移



国立の伸び率  
17.3% ↑

公立の伸び率  
15.6% ↑

私立の伸び率  
28.0% ↑

(備考) 令和3年6月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号)」(いわゆる「障害者差別解消法」)が改正され、令和6年4月から私立大学等においても障害のある学生に対する合理的配慮の提供が義務化されることとなっている。

# 1. 障害学生数と支援障害学生数

## (3) 障害種別の障害学生数と支援障害学生数の推移

- 障害学生数を障害種別で見ると、多い順に「精神障害」の15,787人、「病弱・虚弱」の13,529人、「発達障害」の10,288人となっている。
- 全体に占める「精神障害」の割合が31.8%、「発達障害」の割合が20.7%となっている。「精神障害」と「発達障害」を合わせた障害学生の割合は50%以上である。

- 支援障害学生を障害種別で見ると、多い順に「精神障害」の10,222人、「発達障害」の7,164人、「病弱・虚弱」の4,191人となっている。
- 全体に占める「精神障害」の割合が37.7%、「発達障害」の割合が26.4%となっている。「精神障害」と「発達障害」を合わせた支援障害学生の割合は60%以上である。

図1-3-1 障害種別の障害学生数の推移

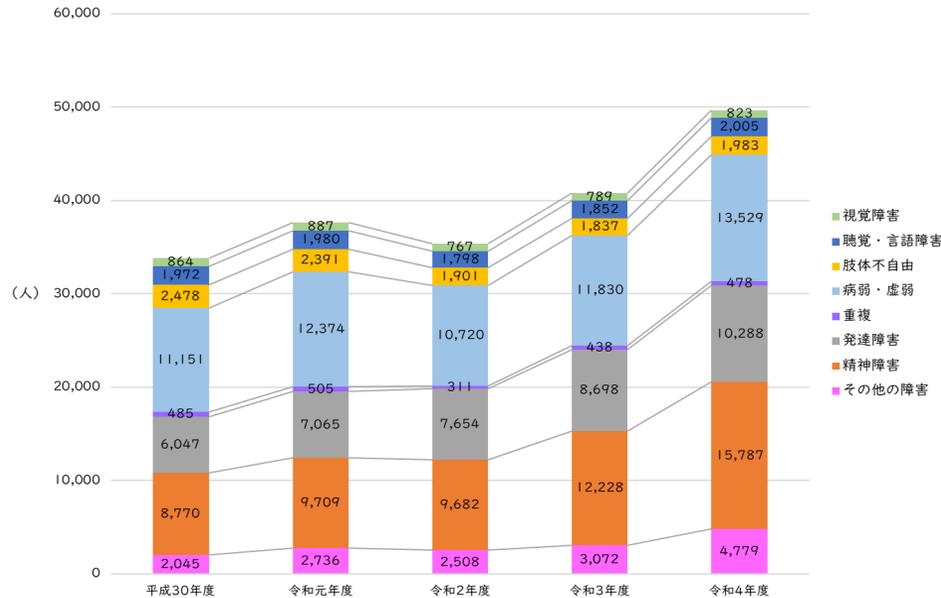
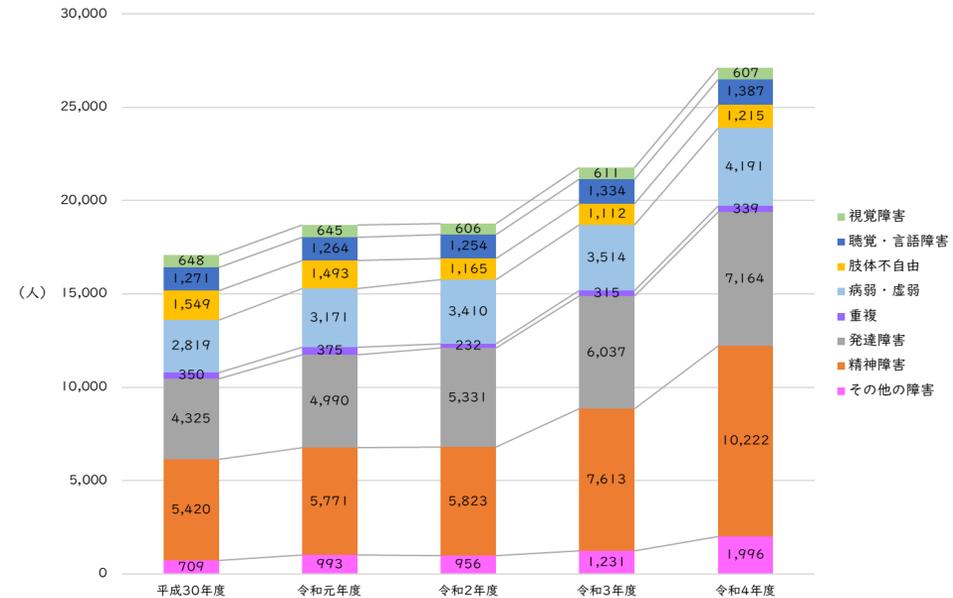


図1-3-2 障害種別の支援障害学生数の推移



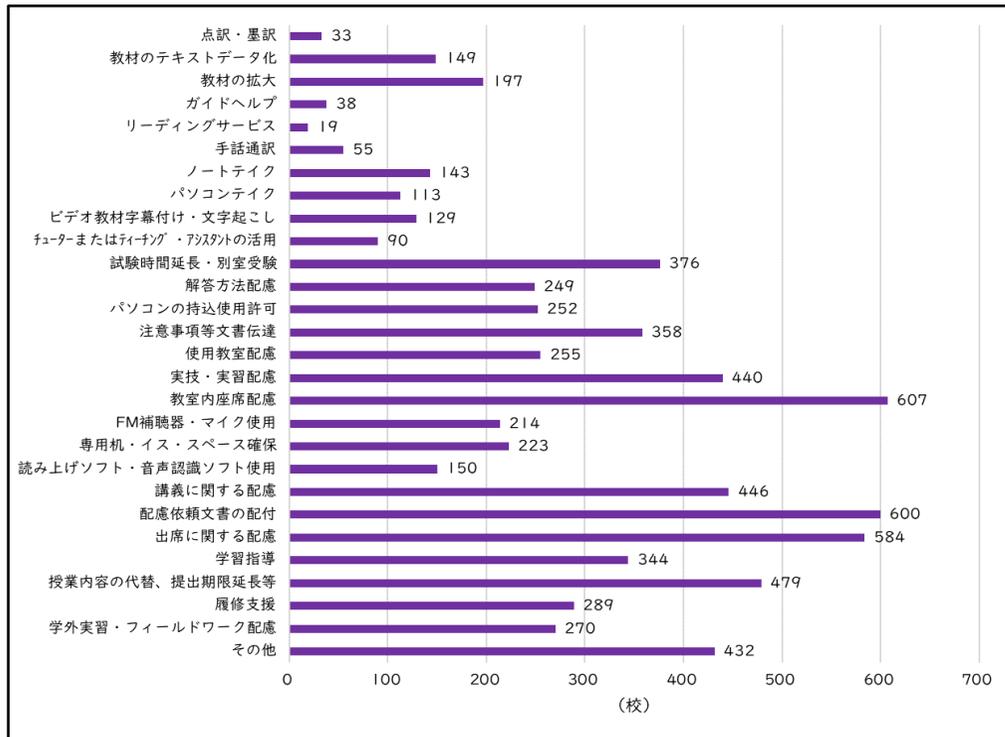
視覚障害：盲、弱視  
 聴覚・言語障害：聾、難聴、言語障害のみ  
 肢体不自由：上肢機能障害、下肢機能障害、上下肢機能障害、他の機能障害  
 病弱・虚弱：内部障害等、他の慢性疾患  
 重複：二以上の身体障害の重複

発達障害：SLD（限局性学習症／限局性学習障害）、ADHD（注意欠如・多動性／注意欠如・多動性障害）、ASD（自閉スペクトラム症／自閉症スペクトラム障害）、発達障害の重複  
 精神障害：統合失調症等、気分障害、神経症性障害等、摂食障害・睡眠障害等、他の精神障害

## 2. 支援の実施状況

○ 大学等における障害学生に対する支援の内容について、各大学等から回答があったのを見ると、授業に関する支援として最も多いのが「教室内座席配慮」である。これに続いて、「配慮依頼文書の配付」、「出席に関する配慮」、「授業内容の代替、提出期限延長等」、「講義に関する配慮」などが多い。

図 2-1-1 授業支援



(注) 複数回答あり。

○ 授業以外の支援として、各大学等から学生生活支援、社会的スキル指導、保健管理・生活支援、進路・就職指導などに関する各種の支援が挙げられている。

表 2-1-2 授業以外の支援

学 生 生 活 支 援	居場所の確保
	通学支援
	個別支援情報の収集
	情報取得支援
ス 社 キ ル 会 指 導 的	自己管理指導
	対人関係配慮
	日常生活支援
保 健 管 理 ・ 生 活 支 援	専門家によるカウンセリング
	医療機関との連携
	医療機器、薬剤の保管等
	休憩室・治療室の確保等
	生活介助
	介助者の入構、入室許可
進 路 ・ 就 職 指 導	キャリア教育
	障害学生向け求人情報の提供
	就職支援情報の提供、支援機関の紹介
	インターンシップ先の開拓
	就職先の開拓、就職活動支援

### 3. 障害学生支援に関する体制等

- 障害学生支援に関する体制等について、「支援の申し出等に関する対応手順」を定めた大学等の増加が目立つほか、「障害者差別解消法に関する対応要領等」がある大学等や「障害学生の相談受付窓口」を設ける大学等の増加が見られる。
- また、「障害学生支援担当部署の設置状況」と「障害学生支援担当者の配置状況」について、それぞれ専門部署・機関を設置している大学等と専任の支援担当者を配置している大学等が増加している。

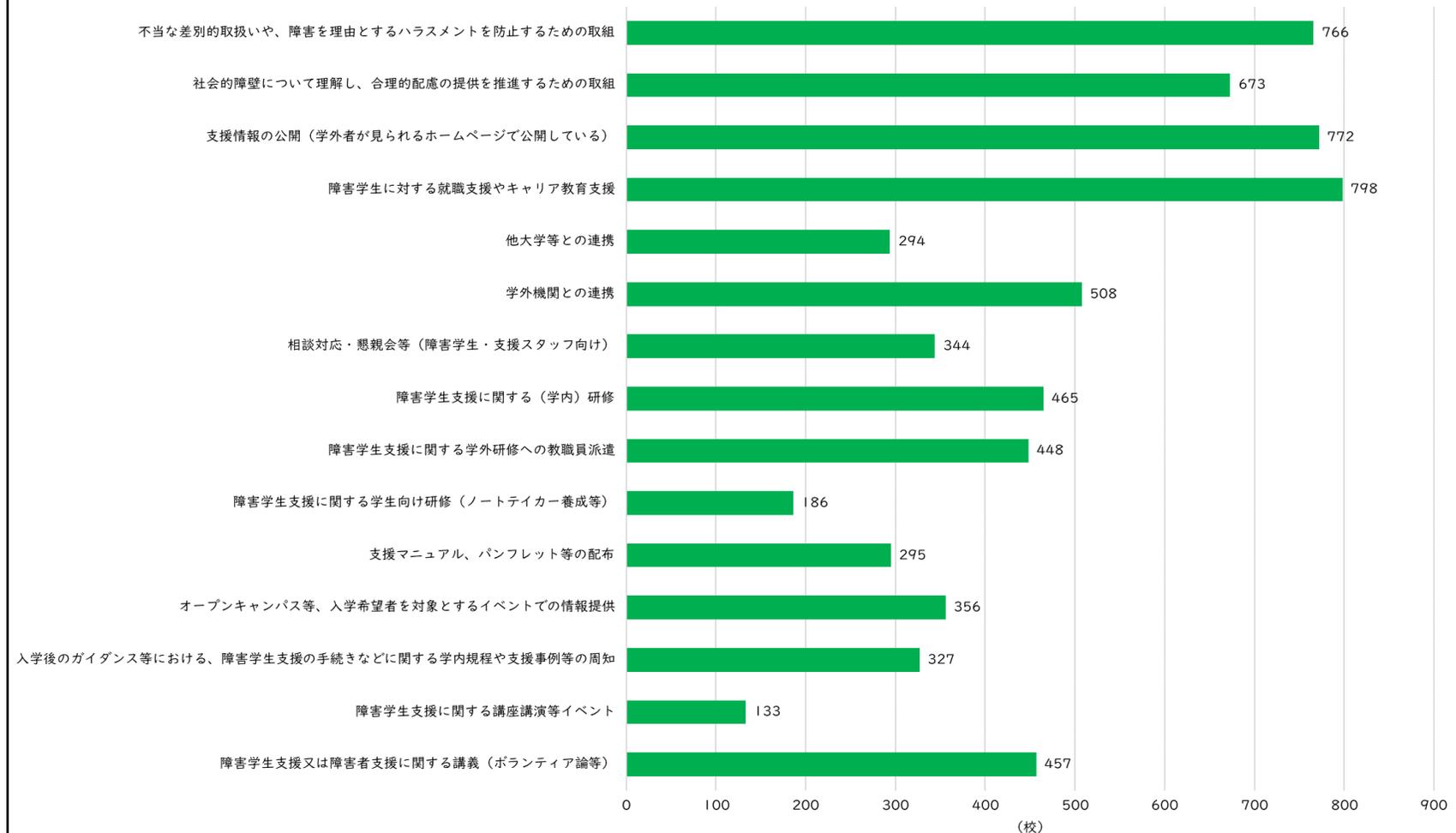
表3 大学等における障害学生支援に関する体制整備等の状況と学校全体に占める割合

障害者差別解消法に関する対応要領等	対応要領又は基本方針、規程等がある。	75.5%（前年度比2.5ポイント増）
専門委員会等の設置状況	専門委員会を設置している。	45.4%（前年度比1.4ポイント増）
紛争の防止、解決等に関する調整機関の設置状況	第三者的視点で調整を行なう機関がある、又は他の機関で対応するなど何らかの組織的対応をしている。	52.3%（前年度比0.9ポイント増）
障害学生支援担当部署の設置状況	専門部署・機関を設置している。	26.1%（前年度比1.3ポイント増）
	他の部署・機関が対応している。	71.1%（前年度比0.8ポイント減）
障害学生支援担当者の配置状況	専任の支援担当者を配置している。	22.7%（前年度比1.0ポイント増）
	兼任の支援担当者を配置している。	74.4%（前年度比0.2ポイント減）
障害学生支援担当者の職種	<ul style="list-style-type: none"> <li>・専任スタッフで最も多い職種は「コーディネーター」で134校が設置している。</li> <li>・兼任スタッフで最も多い職種は「職員」で992校が設置している。</li> </ul>	
障害学生の相談受付窓口	支援の申し出等の相談に対応する窓口がある。	84.2%（前年度比2.5ポイント増）
支援の申し出等に関する対応手順	対応手順を規定した文書がある、又は対応要領に手順が記載されている。	61.8%（前年度比5.9ポイント増）
施設・設備の整備状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・屋外については「道路の舗装、段差の解消等」、「専用駐車場」が多い。</li> <li>・屋内については「エレベーター」、「障害者用トイレ」が多い。</li> <li>・支援機器については「車椅子、簡易ベッド等」、「筆談器等」が多い。</li> </ul>	

## 4. 障害学生支援に関する活動や取組実施状況

- 障害学生支援に関する活動や取組を内容別に見ると、「障害学生に対する就職支援やキャリア教育支援」、「支援情報の公開」、「不当な差別的取扱いや、障害を理由とするハラスメントを防止するための取組」に取り組んでいる学校が多くなっている。
- これらに続いて、「社会的障壁について理解し、合理的配慮の提供を推進するための取組」に取り組んでいる学校も多く、障害者差別解消法の対応が着実に進んでいることが分かる。

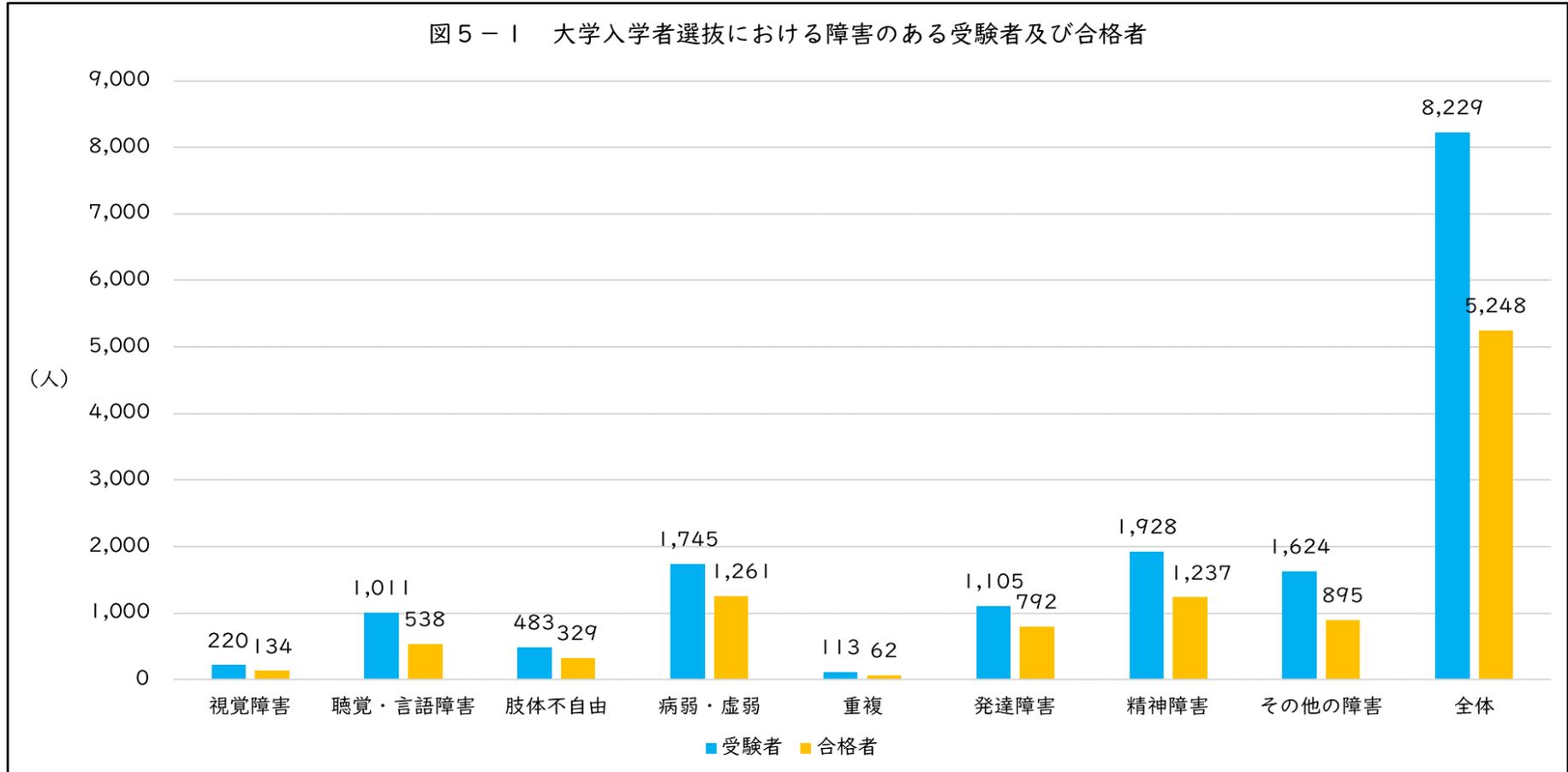
図4 障害学生支援に関する活動や取組実施状況



## 5. 障害のある生徒の受入れに関する配慮及び入学者数等

### (1) 大学入学者選抜における障害のある受験者及び合格者

○ 障害のある学生に係る大学入学者選抜の状況について、令和4年度大学入学者選抜において障害のある受験者数は8,229人で、合格者数は5,248人である。

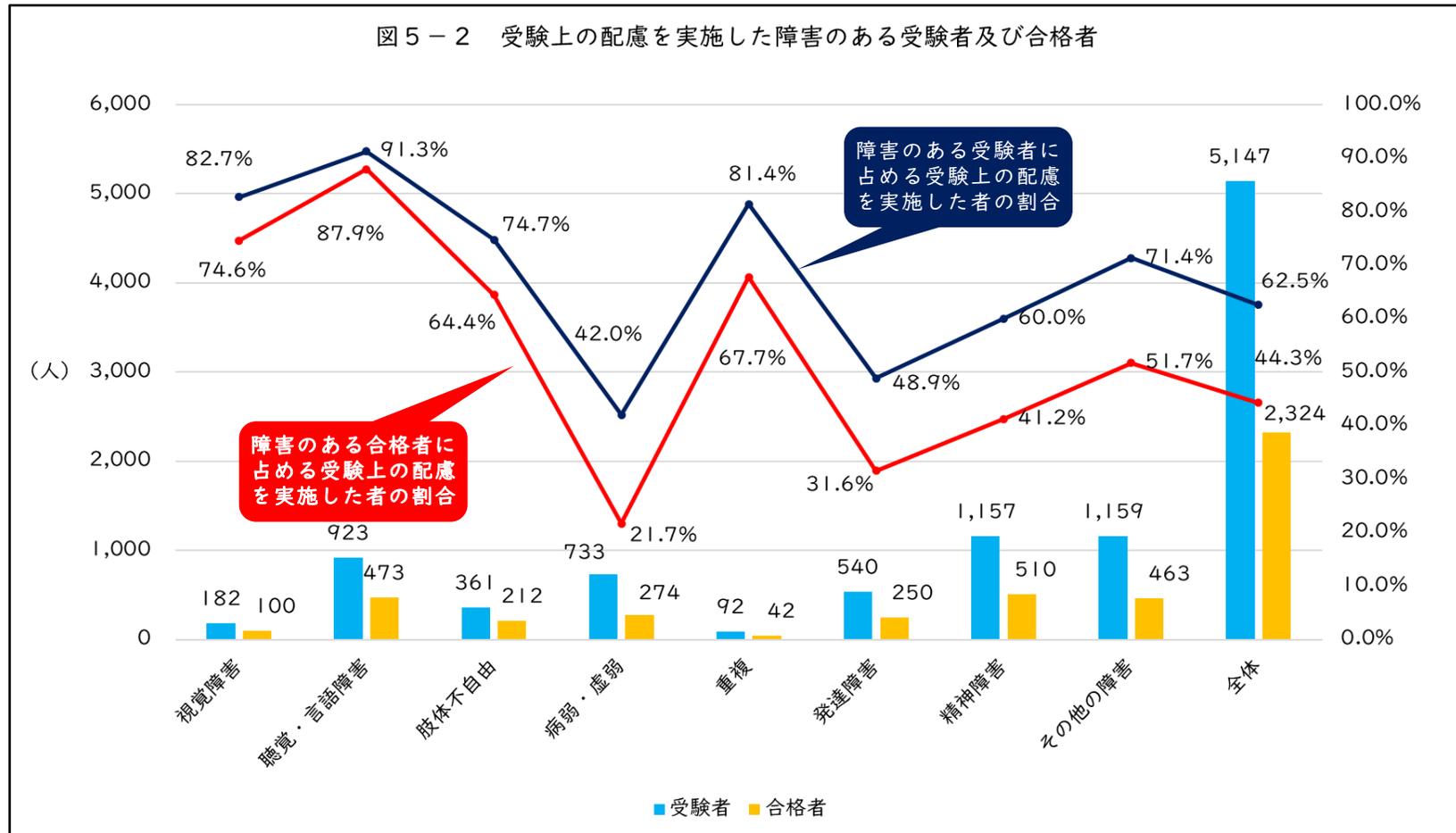


○ 障害種別で見ると、「視覚障害」の受験者数が220人、合格者数が134人、「聴覚・言語障害」の受験者数が1,011人、合格者数が538人、「肢体不自由」の受験者数が483人、合格者数が329人、「病弱・虚弱」の受験者数が1,745人、合格者数が1,261人、「発達障害」の受験者数が1,105人、合格者数が792人、「精神障害」の受験者数が1,928人、合格者数が1,237人とそれぞれなっている。

## 5. 障害のある生徒の受入れに関する配慮及び入学者数等

### (2) 受験上の配慮を実施した障害のある受験者及び合格者

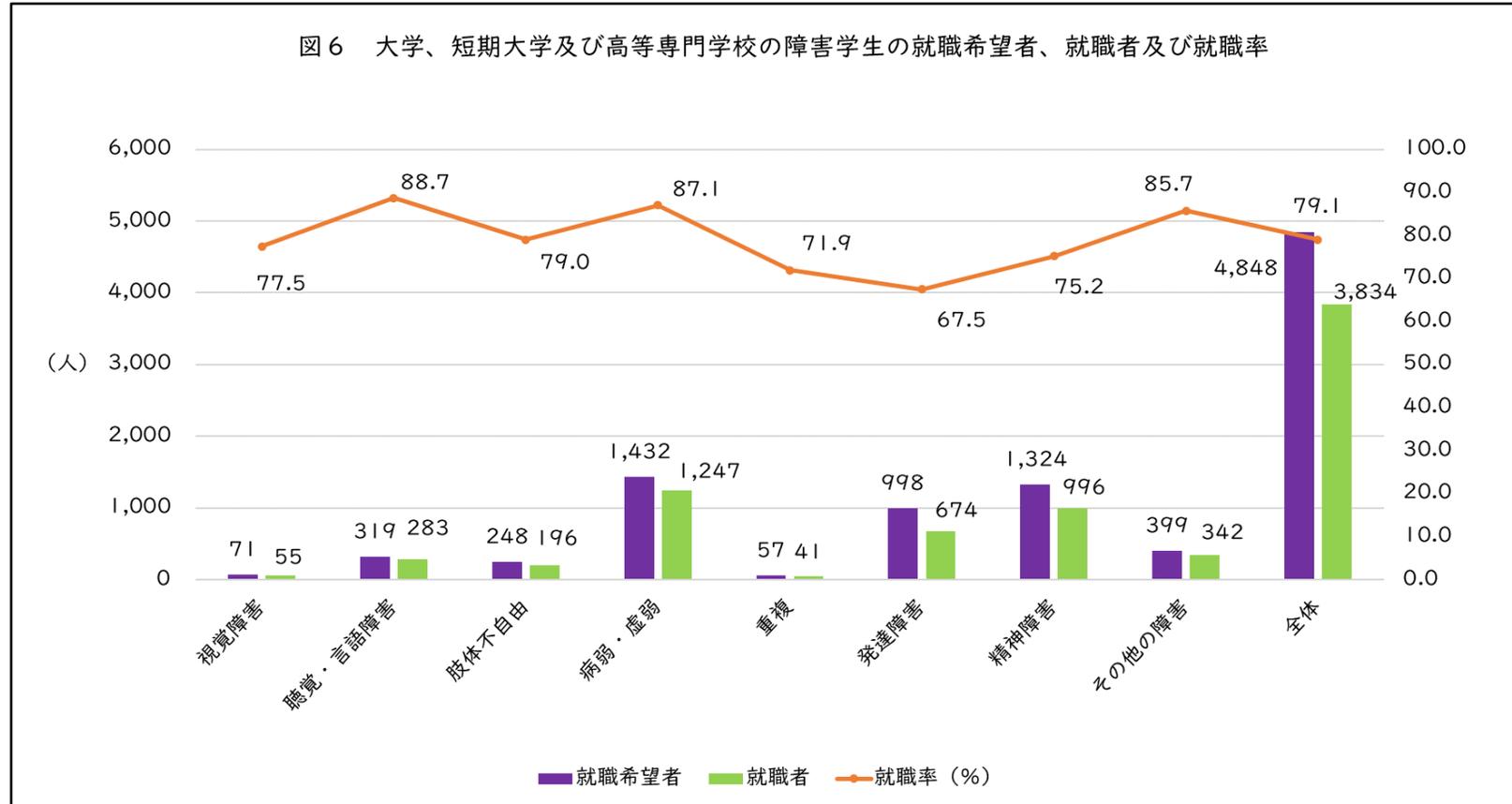
- 令和4年度大学入学者選抜において障害のある受験者と合格者のうち、受験上の配慮を実施した者の数は、それぞれ5,147人、2,324人である。
- 受験上の配慮を実施した大学受験者数を障害種別で見ると、「精神障害」や「聴覚・言語障害」が比較的多くなっているが、大学受験者に占める割合から見ると、「視覚障害」や「聴覚・言語障害」などが比較的高くなっている。



(備考) 受験上の配慮の具体的な内容として、各大学等から「別室の設定」、「補聴器の持参使用」、「トイレに近接する試験室の指定」などの回答が挙げられている。

## 6. 障害学生の卒業後の進路

○ 大学等における障害学生の就職の状況について、障害学生の就職希望者数は全体で4,848人、就職者数は全体で3,834人で、就職率は79.1%であり、前年度比で7.3ポイント増となっている。



(注1) 就職希望者及び就職者は、それぞれ大学、短期大学及び高等専門学校における就職希望者及び就職者を合わせた人数である。  
(注2) 就職率は、就職希望者に占める就職者の割合を表す。

○ 障害種別で見ると、「視覚障害」の就職希望者数が71人、就職者数が55人、「聴覚・言語障害」の就職希望者数が319人、就職者数が283人、「肢体不自由」の就職希望者数が248人、就職者数が196人、「病弱・虚弱」の就職希望者数が1,432人、就職者数が1,247人、「発達障害」の就職希望者数が998人、就職者数が674人、「精神障害」の就職希望者数が1,324人、就職者数が996人とそれぞれとなっている。

制 作

独立行政法人日本学生支援機構  
学生生活部障害学生支援課